

自然法の最古および最新の問題

ミッシェル, ヴィレイ
パリ大学教授

水波, 朗
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1577>

出版情報 : 法政研究. 35 (3), pp.93-103, 1968-12-30. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

自然法の最古および最新のご概念

私の講演をお許し頂いた九大の法学部に感謝します。

自然法という何だか流行おくれのものについての話をするみたいですが、日本人の法哲学者もそれをそんなに流行おくれとは思えないと思います。私は私の学生の一つの手紙を思い出しますが、彼はこう書いています。「もし、フランスが現在政治的、社会的危機に瀕しているとすれば、それはなすべきことについて何らの方向指示をもしないイデオロギーが我々を導くからである。自然法論のようなものがよく保存されていれば、多くのフランスの政治的及び社会的失敗をさげえたであろう。」手紙はこのようにいのです。これには少し誇張があります。と云うのは今日の政治の誤ちは、何かの観念の故で

パリ大学教授 ミシエル・ヴィレイ

あるよりもエゴイズムの無気力の故であります。しかしこの学生の主張は一部の真理を含みます。ただ自然法は大変多義的な言葉であり、ヨーロッパの思惟を通じて相異り、相対立さえしてきた多くの概念を含むものであります。私はいまは、もっとも古い自然法と もっとも新しいそれとをのみ話しましょう。

二

つまりこの講演の演題は「自然法の最古および最新のご概念」ということです。

古いことをまずお話しすることを許して頂きたい。これは今日もっともよくみられる態度には反します。今日では全世界において――多分日本でもそうでしょうが――新

しい理論への強い好みがあるようにみえます。人々は最近の出版物を渴望しています。われわれの時代の大きな技術的变化に適応した研究を渴望しています。

こうしたありさまは、ことに、少なくともヨーロッパにおいては――進歩主義的歴史哲学の勝利によって説明されます。つまりヴォルテール、コンドルセ、A・コントの、又更にもっと知られたスペンサーや、マルクスの歴史哲学です。それらの哲学は、人生のあらゆる面で進歩発展する進化があるとの意見に満たされていました。しかし実のところ芸術や詩が、また哲学のもっとも抽象的な部門が進歩するのは、自然科学（それは諸科学の成果を蓄積したものです）や、もろもろの技術がわれわれの眼前で大いに進歩している故ではないのです。

今日の偉大ないずれの哲学者達も、この進歩主義的（歴史）哲学に加担しているとは思われません。この哲学の根柢は、経験に鑑みて薄弱なものです。ハイデガーはもっとも古いギリシヤの哲学からインスピレーションを受ける事を恥としなかったし、ホワイトヘッドはプラトンの讃歌を詠い、マルクスやヘーゲルは彼等自身アリストテレスへの敬意に満ちていました。

私はといえ、こうした今日の時代の共通の偏見にた

いして戦うことを大いに重大なものと信じております。

（現代および古代のさまざまの時代の多くの著作を読んだ後で経験によって確信するわけですが、）ことに法哲学にとつては、最善の哲学は最新の哲学であるといったわけのものではないのです。平凡なことをわたしがいつているのでしたらお許しただきたい。東京のビルディングよりも、古い日本画の完璧さの方が私には興味があります。日本の学問は、流行に反してわがギリシヤの古い法哲学を学ぶことから、西洋の諸理論を研究することのうちにある最大の利益を、ひき出すだろうと、信じます。

三

そこで大変古い自然法概念、つまりアリストテレスにおいて説かれ、第十三世紀のパリ大学教授聖トマス・アクィナスが大いに忠実によく整えられた註解をそれについて供してくれた自然法論を吟味しましょう。私の信じますところでは、多くの法律家達が長いあいだその法学をこの哲学によって考えてましたし、われわれが今日かくも多くのものをそれに負う古典的ローマ法の、また中世の学説法の構成を指導したのは、ストアの観念より

も、むしろ主としてこの自然法論でした。

アリストテレスのような古い古典自然法理論に立ちかえることが、今さら必要なのでしょうか？ それは長い間知られてきたのではないか？ 数百年来それについての研究は充分なされてきたのではないか？

そうは私は考えません。むしろ私が古典的と呼ぶ、そして近代の概念とは大いに異ったものであるアリストテレスや聖トマスの古い自然法概念は、今日はなほ知られていないものです。

そしてそれは、正にその註釈が多きにすぎることに関係があります。アリストテレスが長い間ヨーロッパで古典的著作家であったというまさにその故に、この理論は哲学教育の公式の基礎となり、もろもろの解釈がこれを歪めました。人はこれを今日の時代に通用させるための近代的な考え方の保護の下におきました。各学派で異なる多様な読み方がアリストテレスにはあり、これらの学派はしばしば大いにアリストテレスに不忠実であったのです。

このことはカトリックの理論におけるトマス・アクィナスについても同様です。聖トマスはしばしば十四世紀以来、又ことに十九世紀の最後の二十五年以来、カトリッ

クの哲学教育の公的な指導的学者であった。そこで聖トマスの名で教授達は、各時代の好みになかったとして近代的觀念に滲透されたさまざまの理論をかくまわねばなりませんでした。こうして「トミスム」が生まれたのです。このトミスムは大いに、最も本質的な点でトマス・アクィナスが事実考えていたところに反するものであります。マリタン、ことにシルソンのような中世哲学に関するフランス人の巨匠達は、今日こうした歪曲を露わにしています。今日キリスト教界でトミスムの名の下に一般に教えられているものは、トマスの理論に大いに不忠実であるように思われます。

四

したがって私達はアリストテレスや聖トマスを新しく読みなおさねばならないでしょう。それによってはじめて今日の問題と今日の言葉に適應することを、ただしできるだけ忠実にそうすることを妨げないでいることができるのです。それも歴史学の今日の發達のお蔭でそうなのですが……

自然法 *Droit naturel*——カトリックの「自然」 *nature*
→ *naturel* ギリシヤ語の *physis* という語を理解しな

ければなりません。といのは、アリストテレスは自然法を述べた多くの箇所、ことにニコマコス倫理学第五巻で、*Sikalou phorikon* つまり自然的正義を語っています。ローマ人やトマス・アクィナスは、*natura (jus) naturale* とこれを訳しました。

これはわれわれにとって極度に内容豊かな観念ではありませんが、またアリストテレスのプシス (*ψυξις*) よりもなお一層把握しにくいものです。今はこれについて概観することをいたしません。ハイデガーは、例えば一九五八年にプシスについてのアリストテレスの主要なテキストの感嘆すべき註釈をなしています。

ただ次のことに注意しましょう。つまりアリストテレスにとっても聖トマスにとっても、法は自然「あるいは本性」からひき出されることです。法はまず自然「あるいは本性」のなかに存します。外的世界を構成する事物そのもののなかに存します。われわれが法を探し求めにゆくのは、そこなのです。法は規範のうちにあるものであります。規範は、人称して自然との「闘争」というもののうちで人間により生み出されたものなのです。人が自然につけ加えたものです。法は存在から切り離された「当為」の観念的世界の中に、その場をもつもので

はありません。*l'idéalisme juridique* つまり法学上の観念論という言葉ほど自然法の真正の、第一の意味のものに反するものではありません。

この自然 *nature* ということについて、つぎに何をいうべきでしょうか。「人間の本性」が問題なのでしょうか？ 人がそれから法律問題の解決をひき出すことのできるキツチリと決ってしまった「人間の本质」の定義が問題なのでしょうか？ 否、こうした合理主義的な方法は、たんに近代のものにすぎません。そのうちに法の存する自然、観察により法がそこからひきだされる世界は、国家、家族、社会的諸集団の世界であり、これらの集団は、自然的に、植物や動物と同じく自然的に形成されるものだからであります。というのは、国家は本性によるものだからです。それはアリストテレスの政治学のイロハに属します。

そして社会的諸集団の成員間の関係である法は、つまり社会的諸集団の成員間におけるもろもろの善益および責務の分配の一定化した体系である法は、社会のうちにしか存しえません。われわれが法をひきだすのは、現に形成されているかぎりでの、現に自然的に発展しているかぎりでの諸集団を観察することを通じてのみです。例えば自然法論の父であるアリストテレスは、いかにして

その政治学において、著作をするでしょうか？ かれはアテネの憲法のような百にもものぼる国々の自然的憲法を観察することをもってはじめるのであります。そしてアリストテレスがその観察によって見出し、見分けたやり方は、植物学者が成熟しそこねた、その本性からはずれた植物を、正しく発育したそれから見分けるやり方に、いささか似ています。またどんな風にして、ローマの法学者達は事をはこんだでしょうか？ ローマの社会生活のうち、家族関係や商業関係や近隣関係の最善のタイプを観察することによってでした。少くもローマでは、立法化された明文が少なかったこともあって、法学者の方法の大半は、こうしたことにあったのでした。

自然を観察することにより法律問題の解決を見出す方法たる自然法論は、法学上の観念論とは正反対のものなのです。人が誤ってつい慣習的に十八・九世紀の「自然法論」と呼んでいるものとは、正反対のものなのです。

五

自然ということについての最後の考察を加えましょう。国家の最善のモデルを観察すれば、法のある部分を特定するところの権威当局がおのずから存在しているの

が分かります。例えば、とアリストテレスはいいます。これこれの罰金の額はどれだけか？ 他の、これこれの刑罰の重さはどれだけか？ あるいは私的な契約で定めることのできるこれこれの商品の値段はどれだけか？ といったことです。自然法の原理は、これら特定が、権威当局者の自然的な職務の定められた枠内でのものであれば、補助的な法として、服従されることも求めます。このようにして定められた法は、一方では自由裁量的なものでありますが、これまた *juste*、つまり「正しさ」ということを構成している要素なのです。それは実定的な *juste* 或は実定法、ギリシヤ語では *δικαιον νόμου* を成しているのであります。

したがって実定法や契約は、この理論によれば、特定の条件の下では、法の本質的な淵源でありました。歴史的にいえば、ローマにおいてであれ、十八世紀においてであれ (ステンガグナー *Sten Gagner* の研究が大変よくそれを示しているように)、自然法論の普及は成文立法を促進することを、大いになしたものでした。君主やその他の公的な権威当局者の仕事は、こうした立法にあったのでした。とういのは自然そのものが、そのうちにこの立法活動を促し、生み、包含するからです。

したがって、成文立法への不服従という態度ほど、もっとも古い自然法論の理論に、またもっとも長い間ヨーロッパの思惟を支配した自然法の理論に、反するものはないのです。その成文法が權威の自由裁量によるものであるのもそうなのであります。また法を不確定ならしめるところの「法概念の」レッテルの過度の使用ほど、そうした自然法論に反するものはないのです。自然法論はいわゆる *jus-naturalisme* 自然法主義ではありません。後者は自然法の過度の体系化によって、実定法を閑却するものです。こうしたところがわれわれの眼前にみる国家の最善のモデルの中に真に生じているかぎりでの事柄にかんする、われわれ *realiste* の、つまり実在論者の叙述なのです

六

もし日本語を語ることができるなら、わたしが補完的にいいたいと思う多くのことがあり、反論したい多くの反対論があります。しかし今は簡単にのみ、自然法の第二の言葉、法 *droit, jus, dikaiou* という表現について説明を加えることにいたします。

われわれは自然法の語によって、十八世紀のいわゆる

自然法論の綱要を成している明確にのべられた諸規則の総体といった、自然により与えられ、したがって不変である諸原理の一法典、を解する慣習があります。このために自然法論は歴史に関知しないとか、本当は法は変わるものであるのに無時間的な内容を法に帰しているとか非難することが、世の慣いとなっています。

しかしこの非難は、もっとも古い、もっとも真正の自然法論、今日わたしが皆さんに語ったような自然法論については、少しもあたりません。

法 *droit* の語は、この理論では、事実成文法のようにすっかりでき上った表現形式のものを意味しません。そうではなくてアリストテレスでもユスティニアヌス法典でも、聖トマスでも、*droit* の語は *juste, dikaiou, id quod justum est* を意味します。つまりそれは、(ニコマコス倫理学の第五巻にある正義についての素晴らしい殆んど現象学的ともいえる叙述を御存知でしょうが)市民の間でのもろもろの善益のよい分配、よい比例を意味しています。そして市民にこそ法律独自の活動は、かわっているのです。法を人は、予めは知りません。というのは、まずはじめにわれわれの意識のうちにある概念や命題の全体といったものでは、法はないからです。

そうではなくて、法は常に、そこに法がかくれている、そしてそこで法をわれわれが発見すべき自然的な社会的諸集団の最善のモデルのなかに、尋ねられるべきです。そして法は同時になにか現実化すべきものであるとしてもトマスもいいますように、そのおかれた新しい状況のうちでこそ「不断に」創りだされるべきものであります。なぜなら自然は新しい状況を生みだすことをけっして止めないからです。

それに、正とか法とかいったものは、本質的に変り易いなものかたは、なぜならそれは、それ自身が変動する状況との関係において存するものだからであります。法の中には安定的な要素もみいだされるでしょう。そしてどの程度安定した中核的なものがあり、どの程度法が種々多様なものであるかは、観察のみがこれを決めます。しかし全体としては、自然法の決するところは、つねになにかの点が歴史的状況に応じた相対的なものであります。アリストテレスは、自然法についてのその記述の冒頭でいっています。同じ自然法がペルシヤ人にもアテネ人にも適合することはない。軍国的な都市国家には寡頭制的であることが、平原の都市国家には民主制であることが *juste* である（「つまり正しいことである」といって

ます。聖トマスが法を取り扱った際「つまり（アリストテレスの）ニコマコス倫理学の正義について説く第五巻の註釈やあるいは「神学大全」第二部のこの *De iure et iustitia* 「法と正義について」において、そして不幸にして大ていのトミストの神学者達は誤ってトマスの自然法論をこれ以外のところに求めているのですが、いづれにせよ、聖トマスが法を論じたとき、人間の本性は、可変的なものだという真理を想起せしめて止みませんでした。つまり *natura hominis est mutabilis* 「人間の本性は可変的である」という真理、したがって人間の諸状況という正義の要素は変るものだという真理、また自然法はアリストテレスが云うように可変的であるということの真理を、想起せしめて止みませんでした。

われわれの哲学が固定主義に、静態論に導くと咎める者は、自然法の古典的意味をまったく忘れてしまっているのです。われわれの真の法学的伝統は、あなた方の極東のそれにも比肩する柔軟さを、多分もつものでしょう。自然法は、特定の表現形式に盛られた規範の総体と、いったことではありえないのです。一切の表現形式は、必然的に人間のわざの所産であり、*νόμος*（法律）であり *δικαιον νόμιον*（法律的正義）であり、正義の実定的

部分であります。自然のうちに絶えず探さねばならないのは、この法ではありません。法を不動の表現形式のなかに虜にすると称することほど、自然法のもっとも古く伝統的である理論に反するものではありません。

七

今なしました歴史的な叙述が皆さん方にとって逆説的なものとみえないかどうか知りません。今から五十年前には、ヨーロッパでは、たぶんだれもこうした叙述を理解しなかったのです。自然法を理解するためにはカントや、ロックや、デカルトの考え方を脱却しなければなりません。これが、これはヨーロッパ人にとっては、容易なことではありません。しかしH・ロンメンがアリストテレスと聖トマス主義のいわゆる古典的自然法を、近代の偽の自然法から区別して以来、われわれの認識は進歩しました。(この偽の自然法は内容を歪めながら、そのレッテルだけを保持しているものなのです)。歴史家達は、この古い哲学を覆いかくし、ゆがめた近代の合理主義、近代の観念論や近代の法実証主義から脱することを知りました。つい最近にはマルチッチやアルトゥール・カウフマンの仕事があります。わたしは「この方向の」今日の研究の最近の成

果のなにがしかを、いま皆さんに紹介したと思います。さて最後に、方法論について述べて終りとしましょう。人は長い間、自然法の方法を公理からする推論だと考えてきました。法律家は法を合理的な諸原理から推論すべきだ、というのでした。

これまた誤解なのです。自然法と、まさに自然法の反対のものである近代の理論、法学的観念論の理論との混同がここにはあるのです。真正の自然法哲学が法発見にいたるため法律家に推賞する方法は、観察の方法です。広義でいって、この方法は、法を現実在から、現存の社会集団内の最善の自然的モデルから帰納し、抽象するのです。丁度いま私がアリストテレスやローマ法を引き合いに出してのべましたように。

それに自然の中にある正義についてのわれわれの認識は、断片的で不確かで偏ったものであり、自分の利害や特殊な観点にしたがって変化するという欠陥をもちますから、自然法は、それをもちいることなくては自然法を認識できない重要な道具を利用します。つまり言葉のアリストテレスの意味での弁証法です。それに従って人が相対立する双方の側の云い分に心して聴き入るところの、またそれに従って判定者の前で、あるいは権威ある師の

前で相対立するテーゼを対決させるところの賢明に規定された手続を用いて、しだいに、特殊的な直観から共通的な問題解決の方式へと上昇することができるものです。

アリストテレスの学派はこうして生れました。ローマでは裁判所においてであれ、法律家の学校においてであれ、ローマ法の創造者達がこうして生れたのでした。更にことにスコラ学、例えば聖トマスが哲学においてそうであったように――中世のわが偉大な法律家達が生まれたのでした。この弁証法、この司法的に組織された論争は、法学の真の方法なのです。それは少くとも自然法論の方法でありました。少くともというのは、実定法はその特殊な領域においてはより一そう厳格な演繹に適したものであるからです。

八

これですっかり終わったわけではありません。というのは最古の自然法論とともに最新の自然法を語ることを約束したのですから。

しかし以下に簡単ではありませんが述べることは、なお一層逆説的と思われましょうか？ いづれにせよ、ただ次のことだけ指摘しておきます。つまり今日の思想の動

きを分析する場合、わたしのみるところでは自然法の古い真正のタイプそのものへと帰ることにむかうおおくの集中した傾向がみられることです。

問題なのはレットテルではありません。自然法再生の運動と称されるもの、ことにドイツで、なかんずく第二次世界大戦後に躍進をみたものは、しばしば、アリストテレスや聖トマスの理論によりも近代の合理主義に似たものです。（イタリアのデル・ヴェッキオ、ドイツのコーイングは、むしろカント又は新カント派的な考え方を代表しています。例えばオーストリア学派の一部のいわゆるトミスムは、聖トマスの理論にかなり不忠実なものとは思われます。スペインやイタリアで自然法の名の下に教えられているものは、論外としましても。）

加えて自然法のレットテルが曖昧なものとして却けられるところですから、自然法へのこの還帰の動きの徴候が現われていること、しばしばです。社会学を法学に利用しようという考えをもった最初の人達、つまり、イエリング、ことにエールリッヒのような人達は、ローマ法学者の立法の手法を絶えず想っていました。ましてコントは歴史を知らなかったわけではなく、マルクスはアリストテレスを知らなかったのではありませんでした。

法学上の社会学主義は、改めて法を現実即して、自然に即して考えることを企てており、もはや存在から切り離された当為という理念界に即してではありません。マルクス主義者の社会学者でわたしの元の助手であるプーランツァ Poulantzas 氏の最近のフランス語の論文は、事実と価値、*Sein* と *Sollen* との間に設けられた近代の分裂を超えであることを表わしています。すべての社会学主義はそれに向っているのです。

社会学主義は社会的集団の中に法を尋ねます。アリストテレスにとって国家がそうであったように、集団がこの主義の者には自然的とみとめられるのです。法を個人の合理的または主意的な構成物とすることを、もはや必要としていません。社会学主義は、アリストテレスの自然法を破壊した名目論 (nominalisme) と縁を切っています。そしてこの主義の者のみでなく、現代の思想の多くの派とでもそうなのです。

ただし、法学上の社会学主義がそれより法をひき出すことを許す自然の、完全で生き生きとしたヴィジョンを、再発見したとは申しません。よし自然法に還帰する試みとして、これを特徴づけることができるとしても、それは不完全な還帰であり、やり損った還帰でありましょう。

ただ還帰の運動の指標だとのみいいます。同じく他の指標を、弁証法的論争法という革新のうちにみます。これについては、ペルルマン Perlmán 氏がベルギーでフィーヴエーク Viehweg 氏がドイツでその使徒となつています。というのは、この弁証法は、ローマの法学者達の用いたまさにその方法であり、自然法の方法だからです。なおまた他の指標もあります。フェヒナー

Fechner 氏やマルチッチ Marcic 氏が法を、「存在」〔この存在は大文字での存在 *Etre*〕の中に位置づけようとする場合、つまり、ハルトマンやハイデガーのついで最近の存在論を援用しながら、自然のうちにそれを位置づけようとする場合であります。というのは、この存在論は、多少とも新しい言葉で、本心からの同意をもって思惟のもっとも古い伝統を生きているからです。

一度の講演の中ですべてのことを証拠だてることはできません。しかし終りに臨んで、わたしの意見をもう一度くり返して云うことを許して頂きたい。この意見は九州大学の多くの教官方のお気持ちにも添うものと思うものです。つまりあなた方日本人が西洋文化の研究をしようとして望む場合に、技術的な発展のためならば、もっともよいものはもっとも新しいもの、明らかにアメリカ的なもの

です。しかし法哲学においては、西洋の供しうるもつともよいもの、いつももっとも現実的でありつづけるものはそれ以外の時、それ以外のところでのものです——このようにいうのを多くのアメリカのわが同僚達がまっさきに同意することでしょうが——。つまり根強い偏見に抗して敢えて申しますが、それは古代ギリシヤなのです。

(水波朗訳)

附記 これは昭和四十三年五月二十四日九州大学文化系

大講堂において行なわれたパリ大学教授ミシエル・ヴァイレイ氏の講演の草稿を訳したものである。訳者の希望を快く容れて「法政研究」への収録を許して下さい。下さった教授の御好意に、感謝の意を表したい。